

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤の理事 理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員 役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (6) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会、評議員会等の会議への出席その他法人又は施設の運営のための業務に当たった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除が必要な額及び本人から申出のあった立替金、積立金等の額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(費用)

第7条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、旅費規程に基づき、所定の額を支給する。

(公表)

第8条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から実施する。

別表第1（第4条関係）

1 非常勤の理事の報酬

区分	日額
理事会の会議への出席	5,000円

2 監事の報酬

区分	日額
理事会等の会議への出席	5,000円

※但し、評議員会・理事会が同日開催の場合は、5,000円のみの支給とする。

別表第2（第4条関係）

評議員の報酬

区分	日額
評議員会への出席	5,000円